

31 静保健介第 6118 号

令和 2 年 3 月 30 日

地域密着型サービス事業所 管理者 様

静岡市保健福祉長寿局健康福祉部介護保険課
事業者指導担当課長

新型コロナウイルス感染症に係る運営推進会議等の取扱いの
有効期間の延長について（通知）

日頃より、本市の介護保険事業運営に御理解と御協力をいただきありがとうございます。
さて、令和 2 年 3 月 2 日付け 31 静保健介第 5526 号にて、本市における新型コロナウイルス感染症に係る運営推進会議及び介護・医療連携推進会議の取扱いについて、お示ししているところです。

現時点では、感染拡大の終息に見通しが立たないことから、令和 2 年 4 月 1 日から当分の間、31 静保健介第 5526 号の取扱いを有効なものとしします。

なお、本取扱いを終了する際は、改めて通知いたします。

【別添資料】

- ・別添 1 31 静保健介第 5526 号「新型コロナウイルス感染症に係る運営推進会議等の取扱いについて（通知）」
- ・別添 2 31 静保健介第 5730 号「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る認知症対応型共同生活介護事業所における外部評価の取扱いについて（通知）」

<問い合わせ先>

静岡市保健福祉長寿局健康福祉部

介護保険課事業者指導第 1 係

電話：054-221-1088 FAX：054-221-1298

メール：kaigohoken@city.shizuoka.lg.jp